

京都市教育委員会訓令甲第1号  
事務局  
学 校  
幼稚園  
教育機関

京都市教育委員会訓令甲の読点の表記を改める規程を次のように制定する。

令和4年6月24日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

この訓令の施行の際現に効力を有する教育委員会訓令甲の読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市教育委員会職員証発行規程に基づき発行された職員証は、この訓令による改正後の京都市教育委員会職員証発行規程による様式として作成されたものとみなし、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局総務部総務課)